

○むかわ町林業担い手育成支援事業助成金交付要綱

令和7年6月3日
告示第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業の現場作業に従事する従業員等(以下「従業員等」という。)の林業研修・資格免許及び講習等(以下「資格等」という。)の取得又は受講に要する費用を負担する林業事業体に対し、予算の範囲内において、むかわ町が策定した「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」に基づき交付する、むかわ町林業担い手育成支援事業助成金(以下「助成金」という。)について、むかわ町補助金等交付規則(平成18年むかわ町規則第60号。以下「交付規則」という。)に定めるものほか、必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となるもの(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 苦小牧広域森林組合

(2) 町内に事業所を有し、かつ、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、北海道林業事業体登録制度に登録されているもの

(3) その他町長が認めるもの

2 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を受けることができない。

(1) むかわ町暴力団排除の推進に関する条例(平成24年むかわ町条例第24号)第2条第1項に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者

(2) 法人その他の団体であって、その役員のうちに暴力団員がいるもの

(3) 町税を滞納しているもの

(4) 国、北海道又はその他団体等の同一の目的の補助金等(以下「国・北海道等補助金」という。)の交付若しくは交付の決定を受けているもの

(助成金の対象経費)

第3条 助成金の対象経費は、当該年度内の資格等の取得又は受講に要した経費とする。

(助成内容等)

第4条 助成内容、助成要件、助成対象経費及び助成金額は、別表第1のとおりとし、同表の助成内容欄に掲げる林業研修・資格取得支援助成金の資格等は別表2のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付の受けようとするものは、交付規則第6条に定める補助金等交付申請書(別記様式第1号の2)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 収支決算書(別記様式第1号)

(2) むかわ町林業担い手支援事業実績書(別記様式第2号)

(3) その他町長が必要と認める書類

(事務検査)

第6条 町長は、前条に規定する助成金の交付申請があったときは、むかわ町林業担い手育成支援事業完了検査調書（別記様式第3号）により、速やかに事務検査を行うものとする。

(状況報告等)

第7条 町長は、助成金の適正を期するため必要があるときは、助成対象者に対して当該助成金に関して報告を求め、又は検査員にその事務所等に立ち入らせ、必要な帳簿及び書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助成金交付決定の取消)

第8条 町長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 交付することが不適当と認められる事実があったとき

(助成金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、助成事業者にその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。